

四條畷ソフトテニスクラブ会則

第1章 総 則

第1条 本クラブは、四條畷ソフトテニスクラブ(以下「本クラブ」という。)と称する。

第2条 本クラブの事務所は、会長宅に置く。

第2章 目的および事業

第3条 ソフトテニスを通じて地域内の親睦を深めると同時に、健全な心身の育成、技術の向上を目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) クラブ員の技術向上のため、定期的に練習を行う。
- (2) 年1回以上、ソフトテニス大会を実施する。
- (3) 初心者および少年少女の練習(指導)会を行う。
- (4) 随時、対外試合を行う。
- (5) その他、本クラブの目的達成上必要と認められる事業を行う。

第3章 組 織

第5条 本クラブの会員は、四條畷市近辺に住居または勤務するものを原則とする。
尚、入会を希望する地域以外のソフトテニス愛好者であった場合、役員会の承認を得た上で入会を許可する。

第4章 役 員

第6条 本クラブに次の役員を置く。

- ①. 会 長 1 名
- ②. 副会長 1 名
- ③. 会 計 1 名
- ④. 広 報 1 名
- ⑤. 理 事 若干名
- ⑥. 会計監査 1 名

第7条 本クラブの役員は、次の方法により選出する。

- ①. 会長は、総会に於いて選出する。
- ②. 副会長。会計、広報、理事は、総会の推薦により会長が委嘱する。

第8条 本クラブの役員任務は、次の通りとする。

- 会 長： 本クラブを代表して会の運営に当たると共に、総会 および臨時総会を招集し会務を統括する。
- 副 会 長： 会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 会 計： 本クラブに関する会計事務を処理して財産を管理する。
- 広 報： 本クラブの広報業務を行う。
- 理 事： 本クラブの事業(活動)の具体化、並びに実行する。
- 会計監査： 本クラブの会計事務が適切に行われているかを監査する。

- 第9条 本クラブの役員任期は、会計以外は2ヶ年、会計は1ヶ年とする。
会計以外はの再任は妨げないが、同一役職の継続期間は概ね6ヶ年を
最長とする。
会計役員は適正を保つため、会計担当終了後の次年度は会計監査役を
担当する。

第5章 会 議

- 第10条 本クラブの会議は、総会および理事会議とする。
1. 総会は、本クラブの最高議決機関であり、年1回開催する。
但し、必要と認められるときは、会長が臨時総会を招集することができる。
 2. 理事会議は、本クラブの大会運営を具体化するための討議を行う。
- 第11条 総会は、次の事項を決議する。
- ①. 事業(活動)報告と事業(活動)計画の提示
 - ②. 決算の報告と予算案の提示
 - ③. 会則の変更(改訂)
 - ④. 役員の改選
 - ⑤. その他、会長が附議した事項
- 第12条 理事会議は、次の事項を決議する。
- ①. クラブの会務に関する事項
 - ②. 事業の実施に関する事項
(表彰、ドローの決定、会費の決定、等)
 - ③. その他、会長が附議した事項
- 第13条 議決は、出席者(委任を含む)の過半数でもって決し、可否同数の時は
議長がこれを決する。

第6章 会 計

- 第14条 本クラブの経費は、次の収入により支弁する。
1. 会費(含む ビジター会費)
 2. 事業収入(含む 連盟からの大会運営依頼に伴う大会運営費)
 3. 寄付金
 4. その他正当な収入
- 第15条 本クラブに加入している会員は、会費を納めなければならない。
2. 会費は別に定める。
「納入は半期(半額)単位とする。一括納入も認める。」
- 第16条 会計は、会長から要求があれば、随時所用の簿冊を閲覧開示しなければ
ならない。
- 第17条 本クラブの会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

第7章 入会と退会

第18条 入会希望者は、入会申込書に会費を添えて会長に申し込みする。

第19条 退会は、退会を申し出たとき。 また会費を1ヶ年以上理由もなく未納したとき。

第20条 クラブ員として著しく不名誉な言動を呈したと認められた場合は退会を勧告する。

第21条 本会の退会時には、会費の返納しないものとする。

第22条 やむなく休部する場合は、休部願いを会長に申し出るものとする。
期間は本人の申し出た期間とし、申し出た年度の会費は返納しないが、
翌年から回復部するまでの間は会費を徴収しない。

第8章 会則の変更および附則

第23条 会則の変更は、総会で出席者(含む 委任)の3分の2以上の賛同を得なければ、これを改正することができない。

第24条 本会則に規定のない事項、並びに本会則の施行に関する必要な事項で附則の必要のある時は、総会の議決を経て承認を得るものとする。

附 則

1. この規約に定める以外必要な事項は、役員議決を経て定め、会長の承認を得るものとする。
2. この規約は、平成27年3月制定し、平成27年4月1日より施行する。